

凡 例

この統計は、平成30年度における鳥獣保護及び狩猟行政に関し、各都道府県から提出された「鳥獣関係統計報告」を主体とし、これに環境大臣の許可権限にかかる鳥獣の捕獲件数等の資料を加え、集計とりまとめたものですが、数値等は確定したものではありません。

なお、この統計は、環境省 HP「自然環境・生物多様性>野生鳥獣の保護及び管理（鳥獣保護管理法等）」(<http://www.env.go.jp/nature/choju/docs/docs2.html>)に掲載しています。

令和4年3月

環境省自然環境局野生生物課

（注記）

1. 単位は原則として、各表の右段または区分欄に（ ）書きで表示しています。
2. 金額にかかる単位について千円として整理しているものについては、各項目別に千円未満を四捨五入しています。
3. 比率については、小数点以下3位を四捨五入し、これを%として表示しています。
4. 比較のため掲載している平成28年度、平成29年度の数値は、訂正等により過去の統計値とは異なっている場合があります。
5. 本統計のデータは原則として、平成30年4月から平成31年3月の値ですが、「14環境大臣の鳥獣捕獲許可による捕獲鳥獣数（3）標識調査」については、平成30年1月から12月の値です。
6. 本統計資料は、各都道府県からの報告を集計しており、個々の数値等に関しては当該都道府県へ問い合わせください。
7. 平成29年度より「年齢別狩猟免状交付状況」の「60才以上」の区分を、「60～69才」「70～79才」「80才以上」の3区分に分けました。
8. 平成29年度より「狩猟者登録を受けた者による捕獲鳥獣数」の報告率に、免許種別ごとの報告率の区分を追加しました。
9. 平成29年度より「14環境大臣の鳥獣捕獲許可による捕獲鳥獣数」に「(10)特定希少鳥獣管理計画に基づく鳥獣の数の調整」の様式を追加しました。
10. 平成29年度より「36住居集合地域等における麻醉銃猟の許可に係る許可件数、捕獲数」の様式を追加しました。
11. 平成27年度より「鳥獣保護員」の名称が「鳥獣保護管理員」に変わりました。
12. 平成30年度より「30ヤマドリの販売許可状況」の名称を「30ヤマドリ、オオタカの販売許可状況」に変更し、「オオタカの販売許可状況」の様式を追加しました。